○文部科学省告示第五号

大学設置基準（昭和三十年文部省令第二十八号）第四十二条の十一第一項及び第四十二条の十二第一項第三号の規定に基づき、大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

文部科学大臣　林　芳正

大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示

第一条　大学設置基準第四十二条の十一第一項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十単位を超えないものとする。

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業専門科目及び展開科目（専門職学科において開設するものに限る。）	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査において大学の専門職学科の教育に相当する水準を有すると認めたもの（当該大学の専門職学科の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者 一　法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査 二　前号に掲げるもののほか、前号の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であって、次に掲げる要件を備えたもの イ　審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること ロ　審査の内容が、大学設置基準第四十二条の四第一項に規定する専門職学科の教育課程その他の教育の内容に照らして適切なものであること ハ　審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること ニ　審査の実施の方法が、適切かつ公正であること	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を三十単位を超えない範囲で与える。
臨地実務実習（専門職学科において開設するものに限る。）	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業における実務上の業績を有することにより、当該大学の専門職学科の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を二十単位を超えない範囲で与える。

第二条　大学設置基準第四十二条の十二第一項第三号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一　臨地実務実習施設（臨地実務実習の授業（以下この項において「臨地実務実習」という。）を行う事業所等の施設をいう。以下同じ。）の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

二　実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者（臨地実務実習施設である事業所等に所属し、臨地実務実習の指導を行う者をいう。次号及び第四号において同じ。）の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。

三　臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。

四　実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

五　巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

2　大学設置基準第四十二条の十二第一項第三号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一　連携実務演習等の授業（以下この項において「連携実務演習等」という。）で取り組む課題は、連携先事業者（連携実務演習等の実施において大学と連携する事業者をいう。以下この項において同じ。）における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探求的な学習活動が促されるものであること。

二　連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

三　連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者（連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者をいう。次号及び第五号において同じ。）の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。

四　連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。

五　演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

附　則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第六号

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条の十第一項第三号の規定に基づき、短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

文部科学大臣　林　芳正

短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示

第一条　短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一　臨地実務実習施設（臨地実務実習の授業（以下この条において「臨地実務実習」という。）を行う事業所等の施設をいう。以下同じ。）の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

二　実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者（臨地実務実習施設である事業所等に所属し、臨地実務実習の指導を行う者をいう。次号及び第四号において同じ。）の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。